

階段の踊り場に関する取扱いについて

21建第431号
平成22年1月20日
長崎県土木部建築課長通知

標記の取扱いについて、下記のとおり定めましたので通知します。

記

【取扱い】

1. 踊り場の構造

転倒や転落の危険を防止し、また、避難時における群集の流れの一時的緩衝地帯としての意味から、方向転換を行う部分に段差を生じないものであって、建築基準法施行令第23条及び第24条に基づく構造であること。 [例：別紙(1)参照]

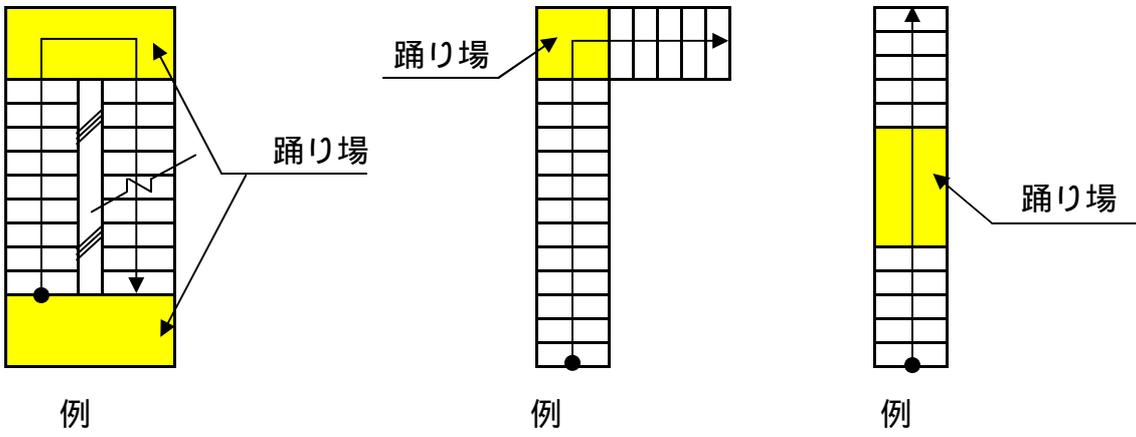
【踊り場として取扱えない例】

上記に掲げる構造以外のもの [例：別紙(2)参照]

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）及び長崎県福祉のまちづくり条例における「回り階段」に該当する例について

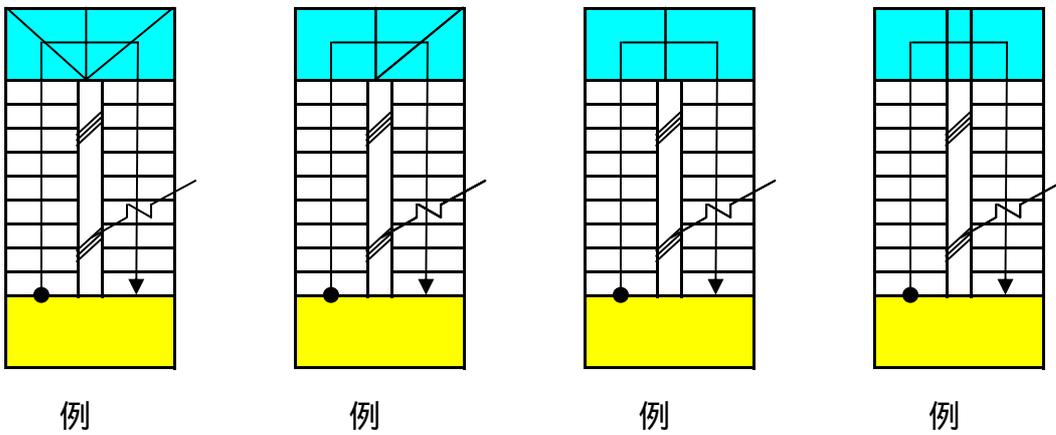
方向転換を行う部分に段差を設ける場合 [別紙(2)参照] の階段の構造は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行令第12条第1項第六号に規定される「回り階段」及び「長崎県福祉のまちづくり条例」施行規則別表第5第1第5項第1号イに規定される「回り段」として取扱い、それぞれで規定する階段に適合しないものとする。

(1) 踊り場として取扱うもの



 部分に段差を生じないこと。

(2) 踊り場として取扱えないものの例



 部分に段差を生じるものについては、踊り場として取扱えないものとし、「回り階段」、「回り段」として取扱う。